

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

- 1 労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年8月9日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。
- 2 監督署長が同年8月22日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成27年11月1日、Aに介助員として雇用され、B所在のC教室（以下「事業場」という。）において、障害を持つ児童の学校生活を介助する業務に従事していた。
- 2 請求人によると、児童を車椅子へ移乗させるときや遊んでいる児童を制止させるときに手指に負担がかかったという。請求人は、平成28年9月21日、D医療機関を受診し、「左中指ボタンホール変形」と診断され、平成29年7月19日、E医療機関に転医し、「左中指バネ指」と診断され、同年12月14日、F医療機関に転医し、「左中指関節拘縮」と診断された（以下、これら疾病を「本件疾病」という。）。
- 3 本件は、請求人が本件疾病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求及び平成30年3月26日から同年6月8日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれら全てを支給しない旨の処分（以下、これらをまとめて単に「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官は、これらの審査請求について、併合して審理する必要があると認め、労働保険審査官及び労働保険審査会法第14条の2の規定により、

これらを併合し、平成30年11月28日付けでこれらを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

#### 1 請求人

(略)

#### 2 原処分庁

(略)

### 第4 争点

請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものと認められるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理由

#### 1 当審査会的事实認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、児童を車椅子へ移乗させることや降ろすこと、児童を制止させるときに手指に負担がかかったと主張するので、以下検討する。
- (2) 請求人に発症した疾病及び発症日は、請求人の申述及び医学的見解から、平成28年9月21日に本件疾病を発症したと認められる。
- (3) ところで、上肢作業に係る業務起因性の判断に関しては、旧労働省（現：厚生労働省）労働基準局長が「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものと考えてるので、以下、検討する。
- (4) 請求人が従事していた作業は、障害を持つ児童の学校生活の介助であり、当該業務は認定基準に定める認定要件の「上肢等の特定の部位に負担のかかる状態で行う作業」に例示された保育、看護、介護作業と同様の作業と認められ、また、請求人は、平成27年11月1日から当該作業に従事していることから、6か月程度以上の従事期間があり、「上肢等に負担のかかる作業に相当期間従事した後に発症したもの」と認められる。

- (5) 認定基準に定める認定要件の過重な業務の判断に当たっては、原則として、発症直前3か月までの間に、同種の労働者と比較しておおむね10%以上業務量が増加するか、業務量が一定しない場合には一定要件下において、通常の業務量よりも20%以上増加する必要があるとされている。

本件疾病の発症直前3か月までの間に請求人が従事していた作業については、決定書理由に記載のとおり、請求人と事業場関係者との間では、業務分担、頻度、総量について主張に相違が認められる。この点、業務分担について、事業場は、担当するクラスを定期的に交替する、複数の者で対応するなどして介助員の業務分担を平準化しているとしている。一方、請求人は、要旨、他の介助員男性と比べて力仕事は1.5倍から2倍多かったと主張しているものの、その事実を確認できる資料はなく、「業務量にばらつきはあるが、上肢に負担のかかる動作を行う回数に著しい増減はない。業務内容に大きな違いはない。」旨述べるとともに、「他の男性介助員の業務内容と請求人の業務内容はほぼ同じ。」とも述べている。

これらを総合すると、認定基準に定める認定要件である「発症前に過重な業務に就労したこと」とは認められない。

- (6) 以上のとおり、請求人の本件疾病は、認定基準に定める認定要件を満たしてはいないが、念のため、過重な業務への就労と発症までの経過が、医学上妥当なものと認められることについてみると、G医師は、平成30年6月23日付け意見書において、「左中指をよく使っていることで、小さな外傷が繰り返されることで発生する可能性もあると思われる。」と述べ、H医師は平成30年7月5日監督署受付の意見書において、「仕事がどれ程発症に起因したかは不明。」と述べ、I医師は平成30年7月27日付け意見書において、「左中指への繰り返しの刺激により、左中指屈筋腱鞘炎になった可能性はあると思われる。」と述べている。

この点について、J医師は、平成30年8月3日付け意見書において、「原因と考える仕事の内容は、発病に至るほどの負荷が掛かったとは考えにくい。」と述べている。同医師の所見は請求人の治療経過等の分析に基づくものであり、是認することができる。

G医師、H医師及びI医師の所見はともに、上記のような分析に基づくこと

なく本件疾病の発症と業務との因果関係についての可能性を述べたものにすぎないことから、採用することができない。

(7) 以上のとおり、請求人に発症した本件疾病は、認定基準に定める認定要件を満たしておらず、本件疾病については業務が原因となって発症したものと認めることができない。

(8) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないことから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年3月9日